

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

本市の人口は、平成7年の24.66万人をピークとして、それ以降は緩やかに減少している。平成22年には23.75万人、平成27年には23.63万人になっている。今後の予測では令和7年には21.83万人になることが見込まれている。

年齢別階層では、平成22年の高齢化率は23.1%だったものが、平成27年には25.9%に増加し、令和7年の高齢化率が30.8%になることが見込まれる。また、生産年齢人口割合では平成22年は62.6%だったものが、平成27年には60.3%に減少し、令和7年では57.5%に減少すると見込まれる。

##### 【産業構造】

本市の就業人口においては、サービス業や卸売・小売業を中心とする第3次産業が高い割合を占めている。第1次、第2次産業の割合が減少し、第3次産業へのシフトが進行しているが、総就業人口が減少するため第3次産業の就業数も減少している。

商業（卸・小売業）においては、商品販売額、事業所数、従業員数全てにおいて減少傾向で、商品販売額は平成19年の7,835億円から平成28年は5,745億円に、事業所数は同じく3,570事業所から2,597事業所に、従業員数は同じく24,397人から20,276人に減少している。

製造業においては、出荷額、事業所数、従業員数の割合は、食品製造、機械・金属製造、印刷、家具・装備品製造等が高い。

製造業全体では、平成17年以降の4人以上の事業所の従業員数・事業所数の推移を見ると、従業員数では平成19年の11,299人をピークに減少し、平成23年は9,935人、令和元年で10,165人に回復している。しかしながら、事業所数は平成20年の371事業所をピークに年々減少し、令和元年で255事業所まで減少している。一方、本市の製造品出荷額等は、平成20年の世界金融危機前には2,626億円あったが、平成22年には2,372億円まで減少した。しかし、自動車関連産業や食品関連産業等の誘致により、平成30年には2,963億円まで増加してきている。

今後、総就業人口が減少していく状況にあるなかで、商業、製造業とも事業の維持・継続は喫緊の課題になってきている。

##### 【中小企業の実態】

市内の事業所の9割以上は中小企業であり、その事業所の数、従業員数は減少傾向にある。

事業承継に関しては、県内の企業の経営者の平均年齢は60.2歳で全国平均

の59.9歳より高く（調査年：令和元年）、佐賀県内の経営者の半数以上が60代以上である。佐賀商工会議所が平成28年度に実施した「事業承継に関するアンケート調査」によると佐賀県事業承継支援センターに相談したいと回答した割合は約30%だが、このアンケート調査の回答率が約6%と低く、そもそも関心の度合いが低いことが伺える。

また、佐賀県内の有効求人倍率は、平成28年度平均で1.15と1を超え、平成30年4月には1.30まで上昇している。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月現在で1.11に減少しているが、依然として人手不足の状況にある。実際に地場製造業からは、「パート・アルバイトを募集しても、大手の誘致企業の時給が高く人が集まらない。外国人の研修生・実習生の採用を検討しなければならない。」という意見を多数聞くことがある。

このような実態を鑑み、効率的な生産活動、少ない労働力で事業継続が可能となるよう市内の中小企業の生産性向上を支援する必要がある。

## （2）目標

市内の中小企業の労働生産性向上に資する設備投資を促し、先端設備等導入計画の認定件数の目標を計画期間中で25件程度とする。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業、多くの事業者を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電目的で設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。また、導入した設備を申請者が使用せず、他者にリース、レンタル等をする場合も同じ理由で対象外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

多様な産業、多くの事業者を支援するため、市内全域を対象とする。

### （2）対象業種・事業

多様な産業、多くの事業者を支援するため、全ての業種、全ての事業を対象とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組みを計画する先端設備等導入計画については、認定の対象としない。

(2) 上記3(2)に関して、健全な地域経済の発展に配慮するべく、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる業種・事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 先端設備等導入計画の認定に際して、市税の滞納がないことを要件に加える。